

横浜市資事指令第6303号

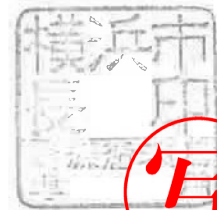
令和6年1月29日

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和 様

横浜市長 山中 竹春



産業廃棄物処理施設譲受け許可について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、次のとおり許可します。

譲受け許可年月日	令和6年4月1日	譲受け許可番号	20056
----------	----------	---------	-------

譲 受 け 施 設 等	施設の種類	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力	廃アルカリ 57.6 m ³ /日(8時間) 7.2 m ³ /時間
	許可年月日	平成16年8月30日	許可番号	10231
	設置場所	横浜市戸塚区上矢部町2160番地		
	譲受けの相手方の氏名及び住所	埼玉県川口市領家五丁目1番39号 JWケミテック株式会社 代表取締役 高市 慎也		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

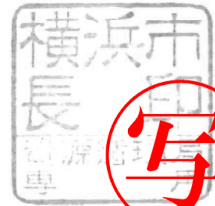
平成29年4月24日

住所 埼玉県川口市領家五丁目1番39号

氏名 JWケミテック株式会社 代表取締役 須田 茂治 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条 第1項 の規定により、設置 変更 の許可
第15条の2の6第1項
を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横浜市長 林 文子



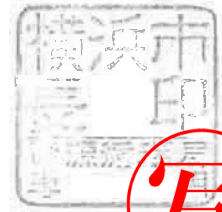
許可の年月日	平成16年8月30日	許可番号	10231
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃酸・廃アルカリの中和施設 廃アルカリ		
設置場所	横浜市戸塚区上矢部町2160番地		
処理能力	57.6 m ³ /日(8時間)、7.2 m ³ /時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

横浜市資事指令第6302号
令和6年1月29日

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和 様

横浜市長 山中 竹春



産業廃棄物処理施設譲受け許可について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、次のとおり許可します。

譲受け許可年月日	令和6年4月1日	譲受け許可番号	20055
----------	----------	---------	-------

譲 受 け 施 設 等	施設の種類	廃油の油水分離施設	処理能力	廃油 28 m ³ /日(8時間) 3.5 m ³ /時間
	許可年月日	平成16年8月30日	許可番号	10230
	設置場所	横浜市戸塚区上矢部町 2160 番地		
	譲受けの相手方の 氏名及び住所	埼玉県川口市領家五丁目1番39号 JWケミテック株式会社 代表取締役 高市 慎也		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成29年4月24日

住所 埼玉県川口市領家五丁目1番39号

氏名 JWケミテック株式会社 代表取締役 須田 茂治 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条 第1項 の規定により、設置 の許可
第15条の2の6第1項
を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日	平成16年8月30日	許可番号	10230
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃油の油水分離施設 廃油		
設置場所	横浜市戸塚区上矢部町2160番地		
処理能力	28 m ³ /日(8時間)、3.5 m ³ /時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

横浜市資事指令第6304号

令和6年1月29日

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和 様

横浜市長 山中 竹春



産業廃棄物処理施設譲受け許可について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、次のとおり許可します。

譲受け許可年月日	令和6年4月1日	譲受け許可番号	20057
----------	----------	---------	-------

譲 受 け 施 設 等	施設の種類	汚泥の脱水施設	処理能力	汚泥 32.1 m ³ /日(9時間) 3.57 m ³ /時間
	許可年月日	平成29年7月20日	許可番号	10367
	設置場所	横浜市戸塚区上矢部町 2160 番地		
	譲受けの相手方の 氏名及び住所	埼玉県川口市領家五丁目1番39号 JWケミテック株式会社 代表取締役 高市 慎也		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成29年7月20日

住所 埼玉県川口市領家五丁目1番39号

氏名 JWケミテック株式会社 代表取締役 須田 茂治 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条 第1項
第15条の2の6第1項の規定により、設置 変更 の許可
を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日	平成29年7月20日	許可番号	10367
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業廃 棄物が含まれる場 合は、その旨を含 む。)	汚泥の脱水施設 汚泥		
設置場所	横浜市戸塚区上矢部町2160番地		
処理能力	32.1m ³ /日(9時間)、3.57m ³ /時間		
許可の条件			
規則第11条第8 項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

横浜市資事指令第6301号

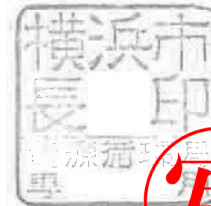
令和6年1月29日

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和 様

横浜市長 山中 竹 春



産業廃棄物処理施設譲受け許可について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、次のとおり許可します。

譲受け許可年月日	令和6年4月1日	譲受け許可番号	20054
----------	----------	---------	-------

譲 受 け 施 設 等	施設の種類	汚泥の脱水施設	処理能力	汚泥 32.1 m ³ /日(9時間) 3.57 m ³ /時間
	許可年月日	平成29年7月20日	許可番号	10090
	設置場所	横浜市戸塚区上矢部町 2160 番地		
	譲受けの相手方の 氏名及び住所	埼玉県川口市領家五丁目1番39号 JWケミテック株式会社 代表取締役 高市 慎也		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物処理施設 設置
変更 許可証

平成29年7月20日

住所 埼玉県川口市領家五丁目1番39号

氏名 JWケミテック株式会社 代表取締役 須田 茂治 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第15条第1項~~ 第15条の2の6第1項の規定により、設置
変更の許可
を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日	平成29年7月20日	許可番号	10090
施設の種別及び 処理する 産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業廃 棄物が含まれる場 合は、その旨を含 む。)	汚泥の脱水施設 汚泥		
設置場所	横浜市戸塚区上矢部町2160番地		
処理能力	32.1 m ³ /日(9時間)、3.57 m ³ /時間		
許可の条件			
規則第11条第8 項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		